

## 施設受付申請システム運用規則

令和5年4月13日

### (趣旨)

第1条 この規則は、あづま総合運動公園指定管理者公益財団法人福島県都市公園・緑化協会(以下「管理者」という。)における、施設受付申請システム(以下「システム」という)の運用に関し必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2条 この規則は、システムを運用、管理及び利用するすべての者に適用する。

### (基本的事項の遵守)

第3条 システム利用者は、本規則及び関係法令を遵守すること。

- 1項 インターネット利用時の一般的なマナーやモラル及びルールを守ること。
- 2項 手配代行等営利を目的としてシステムを利用してはならない。

### (利用登録)

第4条 システムを利用する者は、管理者が適当であると認めた者のみとする。

- 1項 システムを利用しようとする者は、本規則に同意のうえ、所定の様式により、管理者に利用登録を申請すること。
- 2項 管理者に申請し、登録を認められた者を利用登録者(以下「登録者」という。)とする。
- 3項 登録者は、高校生以上の者を代表とする団体とする。

### (個人情報)

第5条 管理者は、登録者から提供された個人情報を、別に定める公益財団法人福島県都市公園・緑化協会個人情報保護規程等に基づき取り扱わなければならない。

### (利用者番号及び暗証番号)

第6条 管理者は、登録者にそれぞれ異なる利用者番号を付与し、申し出のあった暗証番号により管理すること。

- 1項 利用者番号及び暗証番号は、登録者以外は利用することができない。
- 2項 登録者は、利用者番号及び暗証番号を適切に管理すること。
- 3項 登録者が前2項に違反し、利用者番号及び暗証番号が不正に利用されたときは、登録者はその結果について責任(施設利用に伴う利用料の支払い等)を負うものとする。
- 4項 利用者番号及び暗証番号の有効期限は、2024年3月31日までとする。その後、登録者より継続の申し出がない場合は、登録者に予告なく自動的にその効力を失う。

#### (システムの提供)

第7条 登録者はシステムを利用して次のことを行うことができる。

- 1項 施設を予約すること(別途定められた日から、利用しようとする日の4日営業日前の17時まで)
- 2項 予約の確認及び取消し(利用しようとする日の4営業日前の17時まで)

#### (施設の利用申請)

第8条 システムにて予約した施設については、所定の様式により申請をすること。

- 1項 有料公園施設等利用許可申請書(以下「申請書」という。)は、あづま総合体育館1階受付窓口(以下「受付窓口」という。)からの配布、または、ホームページからのダウンロードにより入手すること。
- 2項 申請書は、利用しようとする日の4営業日前の17時までに受付窓口まで提出すること。
- 3項 前2項までに申請手続きを完了していない場合は、登録者が仮の予約をキャンセルしたものとみなす。管理者は、キャンセルとなった施設はただちに他の利用者へ開放することができる。
- 4項 申請書に虚偽等不備があった場合、管理者は申請を却下することができる。

#### (許可証の発行)

第9条 申請書に不備がなかった場合、管理者は有料公園施設等利用許可証(以下「許可証」という。)を発行すること。

- 1項 登録者の都合で許可証の内容を変更することはできない。
- 2項 登録者は施設を利用する際、必ず許可証を携行し、管理者の求めがあった時は提示すること。

#### (利用料金の支払い)

第10条 前条により発生した施設利用料金は、受付窓口(9～17時まで)もしくは、金融機関で振り込むこと。

- 1項 利用料金は、利用日前までに支払うこと。
- 2項 前1項の期日までに支払われない場合は、管理者は利用を拒否することができる。

#### (領収書)

第11条 利用料金が支払われた場合、管理者は都市公園利用料金領収書(以下「領収書」という。)を発行すること。

- 1項 金融機関で支払われた場合、振り込み明細書をもって領収書の発行に代えることができる。
- 2項 原則として、領収書の再発行は認めない。

#### (利用料金不返還の原則)

第12条 原則として納入された利用料金は返還しないものとする。

- 1項 雨天及び天災等で利用できなかった場合、所定の様式により返還を受けることができる。

2項 登録者の都合によるキャンセルの場合、許可により得た権利を放棄したとみなす。

#### (利用登録の届出事項の変更)

第13条 登録者は、利用登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の様式により管理者に届け出なければならない。

1項 登録者からの届出がないために、管理者からの通知等が延着、もしくは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなす。

#### (登録者の過失責任)

第14条 管理者及びシステムに、次の事項に該当し損害を与えた場合、管理者は登録者に対して被ったすべての損害の賠償請求をすることができる。

- 1項 登録者が本規則並びに関係法令に違反した場合。
- 2項 有害なコンピュータプログラムの送信、書き込みを行った場合。
- 3項 施設を利用目的以外の目的で利用した場合。
- 4項 登録者が原因と思われる損害・紛争等により損害を与えた場合。

#### (利用登録の取消)

第15条 登録者が次の事項に該当した場合、管理者はシステムの利用停止・登録取消をすることができる。

- 1項 虚偽の申請をした場合。
- 2項 本規則のいずれかに違反した場合。
- 3項 施設の利用料金の支払いを怠った場合。
- 4項 登録者が管理者への申し出により、利用登録の抹消の手続きを行った場合。
- 5項 登録内容変更の届出を怠る等、登録者の責に帰すべき事由により所在が不明と判明した場合。
- 6項 前項に掲げるもののほか管理者が登録者として不適格と認める事由が判明した場合。

#### (登録者の字体)

第16条 利用登録時に提出のあった申請書に記載された字体が、本システム上処理困難である場合には、類似する標準字体で登録することができる。

1項 前項により登録された字体は、システムで表示する字体並びに管理者からの通知等は標準字体とする。

#### (システムの稼働時間並びにメンテナンス)

第18条 本システムは、良好な運用を維持するため、または施設利用機会の公平性を保つため、システムの稼働時間及びメンテナンス時間を次のとおり定める。

1項 稼働時間

休園日を除く6:00～24:00

2項 メンテナンス時間

休園日終日と休園日を除く0:00～6:00

(本規則の変更及び承認)

第19条 本規則の内容は、管理者が必要と判断した場合、事前に登録者に通知することなく変更することができる。

1項 本規則の内容が変更になった場合、登録者のシステム利用日に関わらず変更後の内容のみ有効となり、変更前の内容は無効とする。

2項 システムを利用した時点で変更後の内容に承認したものとみなす。

(その他)

第20条 この規則に定めのない事項、その他必要な事項については管理者が別に定めることができる。